### 5-1 課税状況

#### 

(1)	IIA 12	: (大) 区	儿						分	•			:	相 糸	続	人	0)	)	数		金				額		٦	
取		得		貝	オ オ		産		1	価		額	外					23,	人 1 391	外				1,8	65,		千円 , 608 , 163	
相	続時	f 精	事 須	章	課	税	適	用	財	産	価	額							612						20,	516,	735	
債		矜	Ç			控			除			額						13,	148					1	75,	818,	340	
暦	年	課	税	5	· 分	贈	与	· 具	t j	産	価	額						2,	650						11,	956,	328	
課			Ŧ	兑				価				格	実					23,	494					1, 7	22,	270,	886	
				算			出		利	Ź		額						23,	160					2	59,	686,	641	
相	続	税	額	2		割		加		算		額						2,	720						3,	745,	529	
								計					実					23,	160					2	63,	432,	171	
				暦	年	誀	具 君	锐 :	分	贈	与	税						1,	014						1,	167,	615	
				配				偶				者						3,	875						60,	598,	101	
				未			成		年	Ē.		者							241							76,	908	
税	額	控	除	障				害				者							495							621,	517	
				相			次		柞	1		続							932						2,	344,	325	
				外			国		利	ž		額							19							793,	073	
								計					実					6,	152						65,	601,	540	
差			-	31				税				額	実					20,	231					1	97,	830,	631	
相	続 時	精	算	課	税	分	贈	与利	兑 客	頁哲	除	額							224						1,	672,	645	
小												計						20,	194					1	96,	157,	988	
農	地		等		納		税	3	酋	子	<del>,</del>	額							565						9,	975,	088	
株	式		等		納		税	*	酋	子	<del>,</del>	額							15						1,	283,	303	
申	告 納	税	額	納			付		₹.	Ä		額	実					20,	040					1	85,	222,	600	
				還			付		利	<del>Ä</del>		額	実						116							323,	003	
災	害 減	免	法	第	4	条	に	よる	るを	色	税	額							-								-	
遺	産	に	1	系	る	1	甚	礎	招	<u> </u>	除	額						8,	379					6	69,	330,	000	

平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈 調査対象等: 与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成23年10月31日までの申告(東日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。)又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、 決議書等」に基づいて作成した。

- (注)
- 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。 2 外書は災害減免法第6条の被害を受けた部分の価額を示す。 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

#### (2) 課税状況の累年比較

(Z) p	木化 1八八八	の条件比較								•
年	分	部	果税価格	相続税額	税額控除	糸	內付税額	迮	<b>置付税額</b>	被相続人の数
+	),	相続人の数	金 額	11日 NVL 17L 有具	1元4只1工1小	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	70久1日がピノく ♥ノ 安久
		人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成1	8年分	22, 159	1, 692, 090, 869	283, 095, 876	78, 713, 073	18, 881	193, 220, 456	61	165, 943	7, 615
平成1	9年分	22, 499	1, 765, 487, 251	304, 205, 618	86, 592, 704	19, 272	201, 991, 205	65	125, 996	7, 864
平成2	0 年分	22, 853	1, 696, 999, 533	266, 318, 455	68, 475, 236	19, 521	186, 230, 773	101	239, 539	8, 065
平成2	1年分	22, 297	1, 680, 880, 538	273, 075, 691	68, 814, 161	19, 072	190, 863, 904	88	280, 785	7, 899
平成2	2 年 分	23, 494	1, 722, 270, 886	263, 432, 171	65, 601, 540	20, 040	185, 222, 600	116	323, 003	8, 379

<sup>(</sup>注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

(3)	税務署	別記	果税状況					
税	務署	名		税 価 格			税 額	被相続人
ולו	100 10	ή.	相続人の数	金		相続人の数	金額	の数
١.		\.L.	人		千円	人	千円	人
<u>大</u> 彦		津	266	15, 290,		224	882, 095	98
<u>廖</u>		根	92	5, 492,		76	292, 747	34
長	5 <del></del>	浜	130	7, 830,		111	575, 175	44
<u>近</u> 草	江 八	幡	117	6, 949,		98	350, 090	50
		津	305 60	21, 919, 3, 295,		257 50	1, 960, 092 168, 255	112 25
水 今		津	26	1, 043,		22	24, 717	9
滋	賀 県	計	996	61, 822,		838	4, 253, 171	372
744	兵 水	н	330	01, 022,	000	000	4, 200, 171	OTE
上		京	437	31, 628,	445	375	3, 524, 530	164
左		京	420	30, 443,		344	3, 159, 014	159
中		京	203	14, 501,		177	1, 757, 937	77
東		山	202	13, 015,	544	184	1, 234, 313	74
下		京	334	23, 773,	307	291	2, 084, 945	119
右		京	617	55, 669,	691	519	8, 796, 167	221
伏		見	296	23, 610,		250	2, 231, 770	112
福	知	山	82	6, 123,		71	756, 230	30
舞		鶴	52	3, 713,		41	313, 913	23
宇		治	562	35, 724,		474	2, 897, 765	200
宮田		津	27	1, 417,		19	82,779	12
園		部	115	7, 500,		94	610, 017	42
峰	±27 17**	<u>山</u>	2 200	2, 209,		36	123, 912	1 247
京	都府	計	3, 390	249, 332,	1/4	2, 875	27, 573, 291	1, 247
大	阪 福	島	106	6, 873,	845	84	793, 418	37
	西 西	田	103	5, 065,		92	382, 828	32
	港		65	4, 355,		56	383, 571	26
天	王	寺	119	9, 192,		110	1, 040, 238	42
浪		速	56	2, 625,		50	139, 134	17
西	淀	) II	45	3, 790,		41	390, 570	17
東		成	119	7, 266,		102	705, 720	36
生		野	161	8, 470,	413	145	716, 445	49
	旭		224	17, 568,		197	1, 902, 647	82
城		東	241	19, 688,		204	2, 692, 640	84
阿	倍	野	192	21, 181,		173	4, 694, 251	72
住	<i>D</i> :	- 四十	219	19, 699,		184	2, 847, 797	81
東	住	叶叶	424	36, 649,		363	5, 397, 250	147
西	بار	成	123	9, 960,		109	1, 323, 832	40
東	<u>淀</u> 北	Ш	298 78	23, 900, 7, 900,		272 73	2,800,853	108 28
大	1년	淀	74	4, 143,		68	961, 918 328, 214	28
八	東	化	77	8, 461,		71	1, 229, 161	29
	南		103	7, 374,		91	1, 146, 793	32
			939	68, 884,		781	8, 370, 796	320
岸	和	田	300	21, 383,		261	1, 966, 575	104
豊		能	1, 099	89, 871,		930	11, 319, 246	398
吹		田	617	53, 475,		531	6, 404, 445	212
泉	大	津	284	20, 556,	895	241	1, 986, 872	102
枚		方	855	61, 726,		737	6, 380, 846	291
茨		木	814	59, 849,		716	5, 985, 979	285
八	11	尾	692	52, 218,		573	5, 215, 023	232
泉	佐	野	201	12, 533,		173	1, 020, 922	76
富品	田	林	603	39, 667,		496	3, 187, 161	221
門声	-1-	真	435	31, 977,		387	3, 469, 453	145
東	大	阪	611	55, 953,		531	7, 051, 654	218 3, <b>589</b>
大	阪府	計	10, 277	792, 265,	440	8, 842	92, 236, 252	3, 589
	灘		155	12, 222,	087	138	1, 688, 348	57
兵	て天比	庫	326	21, 932,		277	2, 190, 248	119
長		田田	114	6, 117,		95	489, 483	34
			111	·, 111,			150, 100	O I

<b>七</b> 兴	%	h	課	税 価 格	納	付税額	被相続人
税	務署	名	相続人の数	金 額	相続人の数	金額	の数
			人	千円	人	千円	人
須		磨	398	28, 915, 244	341	3, 466, 087	145
神		긔	128	13, 426, 091	113	1, 929, 917	47
姫		路	683	43, 971, 927	570	3, 061, 056	247
尼		崎	465	37, 547, 733	399	3, 962, 709	170
明		石	535	35, 635, 645	453	3, 202, 871	182
西		宮	1, 186	101, 615, 268	1,015	13, 080, 353	431
洲		本	107	5, 877, 864	92	387, 699	39
芦		屋	630	45, 131, 959	552	5, 095, 962	220
伊		丹	427	31, 410, 773	356	2, 701, 726	152
相		生	88	3, 611, 019	68	140, 846	30
豊		岡	109	6, 022, 898	89	376, 610	40
加	古	川	422	21, 357, 319	349	1, 107, 472	147
龍		野	173	10, 043, 278	136	713, 542	58
西		脇	23	1, 642, 469	20	149, 139	11
三		木	45	3, 191, 594	36	279, 109	18
	社		97	5, 961, 462	81	435, 374	33
和	田	山	27	4, 363, 489	22	797, 242	10
柏		原	59	4, 016, 963	50	338, 901	23
兵	庫県	計	6, 197	444, 015, 790	5, 252	45, 594, 691	2, 213
奈		良	942	66, 092, 826	819	6, 745, 318	344
<u>奈</u> 葛 桜		城	526	33, 431, 607	438	2, 491, 655	194
桜		井	167	9, 540, 619	136	562, 028	58
吉		野	22	1, 174, 307	20	82, 105	8
奈	良県	計	1, 657	110, 239, 359	1, 413	9, 881, 106	604
和	歌	山	454	30, 739, 870	379	3, 252, 302	158
海		南	67	4, 528, 517	52	215, 372	27
御		坊	72	5, 480, 234	62	633, 481	24
田		辺	72	4, 593, 326	65	361, 905	29
新		宮	30	2, 417, 569	27	148, 522	14
粉		河	200	12, 219, 255	166	788, 093	71
湯		浅	82	4, 616, 357	69	284, 417	31
和	歌山場	計	977	64, 595, 128	820	5, 684, 090	354
<u> </u>							
総		計	23, 494	1, 722, 270, 886	20, 040	185, 222, 600	8, 379

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

#### (4) 申告及び処理の状況

×	分		課	税	価 格		納	付	税額	址土	目続人の数
	<u>π</u>	相	続人の数		金 額		目続人の数		金 額	7汉1	日形にノヘック多久
	申 告 額		人 23,508		千円 1,722,377,490		人 20,057		千円 185, 422, 819		人 8, 379
	修正申告による増差額		399		2, 709, 976		638		707, 325		295
本年分	更正による増差額		_		-		_		-		_
本十万	更正等による減差額		219	Δ	2, 816, 580		342	Δ	907, 544		158
	決 定 額		_		-		_		-		-
	計	実	23, 494		1, 722, 270, 886	実	20, 040		185, 222, 600	実	8, 379
	申 告 額		723		35, 669, 607		624		2, 537, 130		332
	修正申告による増差額	到 3,878	61, 720, 306		5, 523		13, 365, 123		2, 218		
過年分	更正による増差額		33		1, 333, 784		38		482, 245		17
過千万	更正等による減差額		1, 095		19, 696, 823		1, 327	$\triangle$	6, 531, 493		610
	決 定 額		17		845, 032		17		109, 397		9
	計	実	5, 635		79, 871, 906	実	7, 352		9, 962, 403	実	2, 795
	申 告 額		24, 231		1, 758, 047, 097		20, 681		187, 959, 950		8, 711
	修正申告による増差額		4, 277		64, 430, 282		6, 161		14, 072, 448		2, 513
合 計	更正による増差額		33		1, 333, 784		38		482, 245		17
	更正等による減差額		1, 314	Δ	22, 513, 403		1,669		7, 439, 037		768
	決 定 額		17		845, 032		17		109, 397		9
	計	実 29,129 1,		1, 802, 142, 792	実	27, 392		195, 185, 003	実	11, 174	

調査対象等: 「本年分」は平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成23年10月31日までの申告(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。)又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成21年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年11月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成20年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年7月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
  - 2 増(減)差額の区分は差引税額(納税猶予前)の増減により判定している。

#### (5) 加算税の状況

	7.17.6							
$\wedge$	過少申告	<b>上加算税</b>	無申告	加算税	重 加	算 税		
カ	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
	人	千円	人	千円	人	千円		
三 分	19	8, 976	111	16, 448	_	_		
三 分	3, 850	1, 037, 489	514	240, 524	303	752, 311		
計	3, 869	1, 046, 465	625	256, 972	303	752, 311		
	分	分     相続人の数       上     分       19       上     分       3,850       計     3,869	相続人の数 金 額 人 千円	分     相続人の数     金額     相続人の数       人     千円     人       ま     分     19     8,976     111       ま     分     3,850     1,037,489     514       計     3,869     1,046,465     625	分     相続人の数     金額     相続人の数     金額       人     千円     人     千円       こ     分     19     8,976     111     16,448       こ     分     3,850     1,037,489     514     240,524       計     3,869     1,046,465     625     256,972	分     相続人の数     金額     相続人の数     金額     相続人の数       人     千円     人     千円     人       三分     19     8,976     111     16,448     -       三分     3,850     1,037,489     514     240,524     303       計     3,869     1,046,465     625     256,972     303		

調査対象等:「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

# 5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

(I) 人貝、	課祝価格及い祝	<u></u>						
課税。	格 階 級	被相続人の数	課税	価 格	左 の相続時精算課税 商 甲 財 産 価 類	う ち 暦 年 課 税 分 贈 与財産 価額	納 付 税 額	法定相続人の数
		人		千円	過 用 別 産 価 額 千円	短 子 以 座 価 額 千円	千円	人
1	億 円 以 下	2, 018	168	, 041, 281	3, 723, 322	916, 757	2, 730, 794	4, 481
1	億 円 超	3, 844	536	, 549, 616	5, 277, 991	3, 303, 071	23, 835, 859	11, 933
2	II.	1, 262	307	, 488, 552	2, 353, 399	2, 131, 190	27, 103, 191	4, 216
3	II.	780	295	, 654, 174	3, 239, 062	1, 634, 155	40, 392, 854	2, 655
5	JJ	254	149	, 717, 855	1, 334, 463	752, 078	26, 118, 465	911
7	II	130	107	, 169, 719	1, 605, 654	831, 568	21, 214, 533	481
10	II.	78	101	, 955, 631	243, 723	639, 167	25, 730, 890	308
20	IJ	5	11	, 426, 753	1, 248, 581	112, 098	2, 209, 504	23
30	IJ	4	16	, 172, 214	299, 508	33, 423	4, 842, 379	14
50	IJ	3	16	, 702, 104	1, 052, 020	286, 721	6, 356, 992	12
70	II.	_		-	_	-	-	_
100	IJ	1	11	, 499, 591	-	1, 269, 153	4, 887, 360	4
合	計	8, 379	1, 722	, 377, 490	20, 377, 723	11, 909, 381	185, 422, 819	25, 038

調査対象等: 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成23年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。)に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

<b>計</b> 用	税	価格	12 4 11 11 12			法	定相易	5 人 員	別被材	泪 続 人	数			
課階	17Ľ	級	0 人 のもの	1 人 のもの	2 人 のもの	3 人 のもの	4 人 のもの	5 人 のもの	6 人 のもの	7 人 のもの	8 人 のもの	9 人 のもの	10 人 のもの	10人超 のもの
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	億	円以下	62	407	737	648	164	-	-	-	_	-	-	-
1	億	円 超	14	283	893	1, 387	883	253	69	30	15	11	4	2
2		IJ	4	55	255	472	311	96	34	13	10	4	2	6
3		IJ.	2	41	131	299	206	54	21	10	6	2	-	8
5		<i>II</i>	_	9	43	83	71	31	8	4	2	1	1	1
7		IJ	-	5	14	47	34	19	6	2	2	_	1	-
10		IJ	-	3	7	28	19	11	5	2	2	_	-	1
20		IJ	-	-	-	1	2	1	-	1	-	-	-	-
30		IJ	_	-	1	1	1	1	_	-	-	_	_	-
50		IJ	-	-	-	1	1	1	-	-	-	_	-	-
70		IJ.	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-
100		IJ.	_	-	-	_	1	-	-	-	-	_	-	-
	合	計	82	803	2, 081	2, 967	1, 693	467	143	62	37	18	8	18

調査対象等: 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成23年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。)に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

# 5-3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

	H/1967 C> 35075	が取得財産価額 財産等の種類	被	相	続	人	の数	文	取	得	財	産	価	額
		田 (耕作権及び永小作権を含む。)					2,	人 069				9	9, 33	千円 5, 493
		畑 (耕作権及び永小作権を含む。)					1,	670				4	0, 54	7, 024
	土	宅地(借地権を含む。)					7,	736				55	6, 02	4, 571
		<u></u> 山 林	-				1,	523					8, 14	4, 070
	地	その他の土地					1,	687				5	6, 73	3, 151
		計	実				7,	847				76	0, 78	4, 309
家	屋	、構築物					7,	466				10	3, 38	0, 669
	事業	機械器具、農耕具、じゅう器、備品					1,	059					2, 31	6, 862
		商品、製品、半製品、原材料、農産物等						178					1, 39	1, 707
	(農業)	売 掛 金						261					1, 38	4, 748
	用 財	その他の財産						533					3, 45	6, 559
	産	計	実				1,	439					8, 54	9, 876
		特定同族会社の株式及び出資					1,	528				6	1, 46	6, 457
	有	同上以外の株式及び出資					5,	507				11	1, 13	5, 205
	価証	公 債 及 び 社 債					1,	957				4	4, 91	7, 227
	券	投 資 · 貸 付 信 託 受 益 証 券					3,	380				7	8, 69	2, 567
		計	実				6,	741				29	6, 21	1, 455
現	金	、 預 貯 金 等					8,	303				48	4, 19	2, 372
家	J.	连 用 財 産					5,	530					2, 83	7, 313
	そ	生 命 保 険 金 等	-				2,	266				7	2, 00	3, 521
	$\mathcal{O}$	退職金及び功労金等	-					588				2	4, 09	9, 149
	他 の H	立 木	-					284					38	2, 929
	財 産	そ の 他						016						9, 490
		計	実					298						5, 089
合		計	実					338						1, 083
相	続 時 #	青 算 課 税 適 用 財 産 価 額						462						7, 723
债		務						219						3, 429
葬		式 費 用 ———————————————————————————————————	_					131						7, 268
差			<b>実</b> 実					<ul><li>260</li><li>347</li></ul>						0, 697
								454						8, 109 9, 381
課		<u> </u>						379						7, 490
н⁄Т		р <u>а</u> ј <u>ш</u> 117	大				0,	013				1, 14	2, 51	1, 130

調査対象等: 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を 取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成 23年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」(東日本大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告 書を含む。)に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。